**職員代表者選出選挙公示**

労働基準法第24条（賃金の支払）、労働基準法第36条（時間外及び休日の労働）、労働基準法第39条（年次有給休暇）、労働基準法第90条（就業規則の作成または変更）などで労使協定当事者との協定締結が義務づけられています。

よって、下記のとおり、労働基準法に基づき労使協定の当事者となる職員代表を選出する選挙の公示を行います。

記

１．立候補の届出または受付

　平成27年4月3日から4月10日までの7日間

　事務局で受け付けますので、期間内に届けてください。

　運営責任者以外の職員は誰でも自由に立候補ができます。

立候補をしたことや、立候補にあたって公約や意見表明をし、投票を依頼したことで不利益を受けることは一切ありません。

２．選出方法

　立候補者のうち１名の氏名を投票用紙に記入する方法で行います。

　立候補者が１名の場合は、丸印を記入する信任投票で行います。

　なお、立候補者がいない場合は、法人にて適切と思われる職員1名を選出しますので、この職員をもって立候補者とします。

いずれの場合も、無記名で投票するものとし、有権者数の過半数の得票を得たときのみ当選となります。

　有権者は、派遣職員以外の正規職員、契約職員の名称のいかんにかかわらず、在籍者全員となります。

３．投票の期間と場所

　平成27年4月12日から4月18日までの7日間に、事務局で割印の押された投票用紙を受け取って、会議室にある投票箱に投票してください。

投票時間は9:00から18:00までです。

４．開票

4月19日の投票時間の終了次第、即時開票します。

開票の立会人には一切の制限がありません。

５．問い合わせ先

この職員代表者選挙の事務作業は事務局が行います。

　選挙は労働基準法等の法令に従って行いますが、詳細等については事務局へお問い合わせください。

以　上